

国庫補助負担金の一括交付金化について

【市長会議資料】

平成22年12月24日

1 第7回地域主権戦略会議【H22.10.7開催】

● 一括交付金の議論のポイント

(単位:億円・本)

● 一括交付金化の対象が 28億円と極めて不十分

- 府省が来年度の一括交付金化が可能とする補助金は、28億円。
- 社会資本整備総合交付金は、措置済みと分類
- 対象外とした理由
 - ・ 大綱に掲げられた災害復旧、国家補償的なもの
 - ・ 新成長戦略等の施策の重要性が高いもの
 - ・ 年度の間の変動や地域間の偏在等の特殊性に基づくもの

などさまざま

府省名	平成23年度要求「要望」額											
			一括交付金 対 象		3~5年 特定補助金		対象外		措置済 (社会資本整備 総合交付金)		その他 (対象であるが 分類不能)	
	金額	本数	金額	本数	金額	本数	金額	本数	金額	本数	金額	本数
内閣府	1,145	21	-	-	11	1	373	15	630	4	131	1
警察庁	241	2	-	-	-	-	241	2	-	-	-	-
総務省	39	2	9	1	30	1	-	-	-	-	-	-
文部科学省	2,336	7	-	-	-	-	2,336	7	-	-	-	-
厚生労働省	1,033	12	0	1	590	7	58	3	-	-	385	1
農林水産省	3,257	48	-	-	-	-	3,257	48	-	-	-	-
経済産業省	19	1	19	1	-	-	-	-	-	-	-	-
国土交通省	24,457	123	-	-	-	-	3,025	110	21,370	11	63	2
環境省	433	5	-	-	-	-	433	5	-	-	-	-
合計	32,959	221	28	3	630	9	9,723	190	22,000	15	578	4

● 「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考にすべき【H21年度第2次補正】

(地方団体の資料から)

- 用途の拡大や配分方法を工夫すれば、地方団体が期待する「地域が自己決定できる財源」にふさわしいといえる
- ①広い範囲の事業に活用可能、②他の補助金等に比べ極めて手続きが簡単、③客観的指標で配分
⇒ 参考となる。

2 地域活性化・きめ細かな臨時交付金【H21補正】

● 制度概要

- 人口に基づく算定→段階補正あり
- 地方再生対策費に基づく算定
→第一次産業就業者比率等、耕地・林野面積で計算
- 財政力指数に基づく補正 等

趣旨	緊急経済対策による事業量の追加	配分	4, 500億円 外形基準に基づく配分 500億円: 制度趣旨に沿った事業実施する団体へ配分
予算額	5, 000億円		
手続き等	所管: 内閣府(ただし、各府省に移し替えて執行) 第1次交付 限度額の 決定 ➡ 実施計画 策定 (各自治体) ➡ 第2次交付 限度額の 設定 ➡ 交付申請・ 交付決定等 ※参考できる点 ・ 国の箇所付けの廃止など、個別自治体への国の事前関与が縮小 ・ 極めて簡単な事務手続	使用	○ 緊急経済対策の趣旨に資するインフラ整備事業 ・ 危険な橋梁の補修、景観保全の必要性の高い地域の電線の地中化、森林の路網整備など ○ 法令に国の補助率又は負担率の定めのあるものは対象外 ※参考できる点 ・ 府省の枠を超えて使用できる ・ 対象範囲が広い

● 参考にできる点はあるが、財政調整されるしくみ⇒大都市の配分はわずか

**第1次交付限度額
2,700億円(市町村分)
(外形基準で配分)**

- 半分は地方再生対策費に基づき配分
- 財政力指数に基づく補正により財政調整
- さらに不交付団体は財政力に応じて一定の割合を控除

**指定都市(18市)
交付限度額
約165億円
(シェア:わずか6.1%)**

(参考)

**H22補正きめ細かな
交付金限度額
1,500億円(市町村分)**

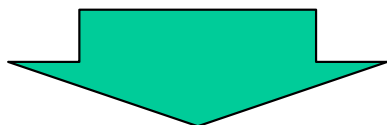
**指定都市(19市)
交付限度額見込み
約52億円(シェア:3.5%)**

3 緊急要請【H22.10.27】

要請のポイント

【問題点】

- 一括交付金化の対象が極めて不十分
- 一括交付金で、団体間の財政調整されることが懸念される



【要請事項】

- ① 総額の縮減は行わないこと
- ② 対象範囲は、大綱に従い広くとり、府省の枠を超えた「一括」の交付金とすること
- ③ 配分は、団体間の財政調整を行わず、人口に加えて大都市の財政需要等を勘案して配分すること
- ④ 早急に制度設計すること

一括交付金化に関する指定都市市長会の意見

先に行われた第7回地域主権戦略会議において、一括交付金化に関する各府省の考え方が示されたが、その内容は、地方向け補助金等における投資関係3.3兆円のうち、一括交付金化の対象と分類されたものが、現時点で28億円と極めて不十分であり、地域主権戦略大綱の趣旨に反するものと言わざるを得ない。

また、制度設計にあたっては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とする考え方が示されたが、この交付金は、地方の自由度の拡大に資する点や簡素な手続き等は評価できるものの、その配分については、財政力指数等により交付額が調整される仕組みとなっていたことから、一括交付金で地方公共団体間の財政調整が行われる懸念がある。

今後の一括交付金の制度設計にあたっては、地域主権戦略会議の議論を踏まえ、将来の税源移譲を見据えた地方にとって自由度の高い制度とするとともに、指定都市市長会の意見を十分反映したものとするよう、次のとおり要請する。

- 1 一括交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行わないこと。
- 2 一括交付金の対象範囲は、地域主権戦略大綱のとおり最大限広くとり、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とすること。
- 3 一括交付金の配分に当たっては、地方公共団体間の財政調整機能は地方交付税の役割であることから、一括交付金にその機能を負わせることなく、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市の財政需要や権能差、地域の特性を反映した上で、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保すること。
- 4 地方公共団体の予算編成に支障を来さないよう、早急に具体的制度設計を行うこと。

平成22年10月27日

指定都市市長会

4 国と地方の協議 (11/22) ・ 第8回地域主権戦略会議 (11/29)

一括交付金の議論のポイント

● 段階的实施

- 平成23年度は、
 - ・ 投資補助金の都道府県分から実施
 - ・ 5,000億円程度導入
- 指定都市を含めた市町村分は、平成24年度から導入

● 制度概要

- 「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とする
- 客観的指標に基づき配分（条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける）
- 事業規模等の必要な要件を設ける。
- 継続事業は支障がなく実施できるよう配慮

片山大臣発言

- （使途は）各府省が供出した事業の範囲内
- 地方単独事業のような細々した事業は対象外
- （必要な）事業費を上回って交付することはない
- 事後チェックとは、会計検査
- （一括交付金化）で多少削れる部分はあるかもしれない

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）案

地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を段階的に廃止し、一括交付金を創設する。

このため、第一段階として、投資補助金を所管するすべての府省が平成23年度から、投資補助金の一括交付金化に取り組む。

○ 規模（投資関係）

都道府県分・市町村分をあわせて1兆円強（初年度はその半分程度か）

※ 都道府県分は23年度から、市町村分（政令市を含む）は年度間の予算額の変動性を勘案し、24年度から導入。

○ 制度の概要

「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考とし、以下のとおりとする。

- ・ 各府省の枠にとらわれずに使えるようにする。
- ・ 箇所付け等の国の事前関与を廃止し、事後チェックを重視。
- ・ 客観的指標に基づく恣意性のない配分の導入（条件不利地域等に配慮した仕組みを設ける）。
- ・ 一括交付金化の対象となる事業の範囲で、自由に事業を選択。ただし、事業規模等の必要な要件を設ける。

○ 継続事業等の取扱い

当面は、客観的指標だけでなく、継続事業が実施できる配分とするとともに、交付率、地域特例（補助率かさ上げ）、地方財政措置を継続する。

5 緊急要請【H22.12.6】

要請のポイント

【問題点】

- 平成23年度は、指定都市分は対象外
- 引き続き、一括交付金で、団体間の財政調整が懸念される
- 片山大臣発言から、総額の確保が懸念される
- 事業規模等に要件が設けられる



【要請事項】

- ① 税源移譲までの経過措置と位置づけること
- ② 総額の縮減は行わないこと
- ③ 対象範囲は、大綱に従い広くとり、府省の枠を超えた「一括」の交付金とすること
- ④ 配分は、団体間の財政調整を行わず、人口に加えて大都市の財政需要等を勘案して配分すること
- ⑤ 事業規模等の要件は設けないこと

「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）に関する指定都市市長会の意見

先に行われた第8回地域主権戦略会議において決定された「地域の自主性を確立するための戦略的交付金（地域自主戦略交付金）」（仮称）は、指定都市分が初年度の対象から外されているほか、配分にあたっては、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」を参考にした仕組みとすることとされており、地域自主戦略交付金で団体間の財政調整が行われる懸念が残るなど、これまでの指定都市の主張が十分に反映されていない状況にある。

今後の地域自主戦略交付金の制度設計にあたっては、将来の税源移譲を見据えた地方にとって自由度の高い制度とするとともに、指定都市市長会の意見を十分反映したものとするよう、次のとおり要請する。

- 1 地域自主戦略交付金は、税源移譲までの経過措置と位置づけ、税源移譲に向けた工程を明確にすること。
- 2 地域自主戦略交付金化は、地方の自由度を高め、地域の知恵と創意が生かされる制度とすることが目的であり、国の財源捻出を目的とした総額の縮減は決して行わないこと。
- 3 地域自主戦略交付金の対象範囲は、地域主権戦略大綱のとおり最大限広くとり、府省の枠を超えた一つの大きな「一括」の交付金とすること。
- 4 地域自主戦略交付金の配分に当たっては、地方交付税が担う地方公共団体間の財政調整機能を地域自主戦略交付金に負わせることなく、人口等の客観的指標を原則としつつ、大都市の財政需要や権能差、地域の特性を反映した上で、各団体の施策・事業の必要額を十分に確保すること。
- 5 地方にとって、より自由度の高い制度とするため、事業規模等の要件は設けないこと。

平成22年12月6日
指定都市市長会

6 第9回地域主権戦略会議①【H22.12.16開催】

● 地域自主戦略交付金(仮称)のイメージ

内閣府

地域自主戦略交付金(仮称)

【対象事業】

補助金等名称	H23概算 要求額 (億円)
交通安全施設整備費補助金の一部 (信号機等)	3
消防防災施設整備費補助金 (耐震性貯水槽等)	9
学校施設環境改善交付金(仮称)の一部 (産業教育施設等)	1,809
水道施設整備費補助 (水道水源開発等)	516
農山漁村地域整備交付金の一部 (農業農村、森林、水産等)	1,500
工業用水道事業費補助	19
社会資本整備総合交付金の一部 (道路、河川、公園、住宅等)	22,200
自然環境整備交付金の一部	8

等

① 配分額の通知



地方公共団体
【H23は、都道府県のみ】

② 自由な事業選択



③ 交付



【ポイント】

- H23年度は、都道府県のみを対象に交付
- 対象事業は、現時点で8事業
- 指定都市予算への影響はないと想定される
※道府県を通じて交付される間接補助金についても、
地域自主戦略交付金の対象外と想定されている
- 総額の確保と配分基準がどうなるかが争点

7 第9回地域主権戦略会議②【H22.12.16開催】 等

一括交付金化に関する発言要旨

【神野委員】

- 各省庁の枠を取り払うもので、大きく評価したいが、次の3点を述べたい。
 - ① 一括交付金化の目的は、財源を削減すること自体が目的でない
 - ② 補助要綱等で厳しい関与・枠が付き、結果として地域が自由に使えなくなることが危惧される
 - ③ 一括交付金が成長していくプロセスを明確化してほしい
一括交付金自体を成長させていくのか、最後は一般財源化し自主財源へと抜本的に改正するのか・・・

【逢坂政務官】

- 一括交付金については、一定程度の要件は必要
- 要件の緩和には積極的に取り組んでいきたい

国と地方の協議の場(同日開催)での国の発言要旨

- 改善できる点もまだまだあるが、やりながら進化させていきたい
- 今回の案は完璧でなく、問題点は指摘していただき、一緒に直していく観点でお願いしたい